

この人に聞く（第2回）

佐渡賢一氏 [証券取引等監視委員会 委員長]

市場を汚す不心得者の 跳梁跋扈を許さない

■監視委と検察は法執行機関としての共通性がある

—2007年7月に発足した佐渡委員長、福田委員、熊野委員という第6期の現体制になってから、証券取引等監視委員会（以下「監視委」という）は変わったという声を聞きます。それは佐渡委員長のこれまでの経験に裏打ちされた考え方・行動等に依るところが大きいと思いますが、委員長としての役割を果たすなかで、これまでの経験が生きていると感じるのはどのような点ですか。

監視委が「変わった」という評価が、監視委がその役割をより果たすようになったということであれば、職員の努力がきちんと実を結ぶことができたということであり、うれしいことです。

私は36年間を検察の世界で、それも大部分、現場で仕事をしてきました。検事のなかでは金融関係の事件を扱ってきたほうではありますが、監視委が担う仕事からすればごくわずかなことであり、正直不安もありましたが、自分なりにできる限りのことをやっていこうと意を決し、飛び込んだのが3年前でした。

幸いだったのは、監視委と検察は法執行機関としての共通性があり、その意味で検察での経験が生かせたことでした。私の財産といえば、一線の検事から検事長まで、ほとんどの職を経験したことでしょう。

そこで学んだことは、大まかに言えば、具体的な事件が適正妥当に処理されているか、全体の事件が効率的・効果的に処理されているか、組織の在り様がその目的に適っているか、個人の能力・意欲を高めるよう運営されているか、といった点に目配りし、各自には、まず組織人として力を発揮してもらう、そのためには組織の中における自分の役割をきちんと認識し、その求めにいかに応えていくかを意識して仕事をする・させる、これらを徹底して強固な組織を構築するといったことでしょう。

■多種多才な人材が一枚岩となって仕事をする監視委

—組織としての総合力を高めるため、そして一人ひとりの職員に組織人としての力を発揮してもらうために必要なことは何だと考えますか。



さど けんいち 氏

1946年9月4日生まれ。北海道出身。68年司法試験第二次試験合格（23期）、69年早稲田大学法学部卒業、大阪・東京地方検察庁、東京地方検察庁刑事部長、最高裁検察官候補、東京地方検察庁次席検事、京都・大阪地方検察庁検事正、札幌・福岡高等検察庁検事長を経て、07年7月より現職。80年代後半から90年代初めにかけて東京地検特捜部検事として、リクルート事件、国際航業事件、佐川急便事件などを扱う。法曹を目指したのは、高校生の頃にみた法廷ドラマの弁護士に憧れたのがきっかけ。「検事にしかならない人が検事になった」と妹によく言われるそうで、まさに天職。

思われ、そのことが委員長としての誇りでもあります、また感謝しています。

—監視委には、個性的な人材も含めて多才な職員が多いように見受けられます。

人材の豊富さも特徴の一つです。骨格は金融庁・財務省出身の職員で構成されますが、霞ヶ関の他官庁とは違って、金融・証券の実務を経験した民間出身者が職員の3割を占めており、裁判所・検察庁・国税庁の出向者、弁護士・公認会計士・不動産鑑定士・システムの専門官など多種多才な集団のわけです。私のほか2名の委員も公認会計士として、また証券業界出身者として、いずれも豊富な経験を有し、それぞれ得意分野を生かせたことも幸いました。

現在のところ、多種多才な者が一枚岩となって運営する意識が醸成されており、この方向がより強化されることを期待しています。

この人に聞く〈第2回〉

■ 5つの重点施策の意図、実効性

—監視委の使命として、市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を目指して市場監視に取り組むことを掲げていますが、実効性は上がっていると感じますか。

私はこの3年間で監視委が「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」でありたい、本当の意味で「投資は自己責任である」といえる監視の効いた市場の実現により近付きたいとの思いでやってきましたが、3年間の監視委の活動状況を振り返り、当初に立てた5つの重点施策も、着実に軌道に乗りつつあると実感でき、今更ながら職員の努力を感じます。

—5つの重点施策として、(1)包括的かつ機動的な市場監視、(2)課徴金制度の一層の活用、(3)金融商品取引法制の適切な運用、(4)自主規制機関などとの連携、(5)グローバル化への対応、が挙げられています（詳細



は、監視委のホームページ(HP)に公表されている平成21年度パンフレット18頁を参照。http://www.fsa.go.jp/sesc/aboutsesc/pamphlet/pamphlet_h21.pdf）が、それぞれの意図するところや達成度等についてお話しください。

(1) 包括的かつ機動的な市場監視

「発行市場・流通市場全体に目を向いた市場監視」の面では、今では普通に語られる「不公正ファイナンス」といわれる分野をしっかりと認知させ、「偽計」概念を積極的に適用することで、いわゆる「箱企業」の実質経営者、金主など、これまで手の届かなかった悪質者を摘發できたこと、これら経験から第三者割当増資などの問題点を摘出し、金融庁・証券取引所・証券業協会等と情報を共有して未然防止に向けた取組みを強化することができました。

(2) 課徴金制度の一層の活用

課徴金制度の活用については、調査手法に工夫を重ねて摘発件数は飛躍的に増加しました。私は市場監視の方法として課徴金制度はきわめて有効だと実感しています。市場監視は全取引を対象にし、その中から不自然・不合理な取引を選別し、違反者を特定していくことから、どちらかというと人に着目して開始される検査と違って、とくにインサ

イダー取引等では落着先が予測できないおもしろさがあり、現に銀行・証券・会計士・報道関係者など多方面に亘っています。それだけ現場の判断が重視され、積極的な取組みが必要とされます。また粉飾等の分野では、より問題を探知する能力を高め、市場に早め早めに発信していくことが大事であり、基本的に課徴金制度が活躍される場面と考えています。

(3) 金融商品取引法制の適切な運用

(3)は、証券検査・開示検査が主な課題となるでしょう。規模に応じ、また事の軽重に応じたメリハリの利いた検査の実施に尽きることですが、現実には監視委で抱える最も難しい分野であると理解しています。

(4) 自主規制機関などとの連携

(4)ですが、証券市場の公正性を確保するためには、監視委、金融庁の当局だけでなく、証券取引所や証券業協会等の自主規制機関の役割が重要です。自主規制機関がその機能を十分發揮され、実効的なものとなるよう連携の強化を進めています。例えば自主規制業務の強化に役立つ情報を監視委が提供したり、監視委の研修へ自主規制機関の職員が参加する等を実施してきました。

(5) グローバル化への対応

(5)については、クロスボーダー取引が活性化し、金融・資本市場のグローバル化が進行するなか、不公正取引の監視に関する国際的な連携を強化することは必要不可欠なことです。平成20年2月に証券規制当局間の多国間情報交換枠組みの

署名国となり、法令上必要な情報を相互に交換することが可能となり、情報交換に関するネットワークが拡大されたことをかんがみて、監視の空白を埋めつつあると思っています。

■これからも積極的な発信を心懸けていく

—監視委の職員による講演や執筆も目立ち、監視委のHPもますます充実していますね。ほぼ毎日のように監視委による勧告等が報道され、その内容がHPに掲載されていますが、近時の事件のなかで印象に残っているものがありますか。

監視委の仕事は市場の監視ですから、その観点から見て価値ある活動と評価されたことがそのような報道につながっているのであれば幸いです。3年間の締めくくりの時期に、エフオーアイの摘發（編集部注：5月12日、金融商品取引法違反（有価証券届出書の虚偽記載）容疑で強制調査）ができ、新たな投資者の被害を防止できたことは幸いでした。

監視委では、いろいろな問題に取り組み、深い検討を加えて問題解決を導き、多くの処理を重ねていますが、これまでせっかくの成果を発信する力が弱いというか、関心が薄く組織内で埋もれています。これはいかにも惜しいですし、書き手は山ほどいますので、積極的に発信しようと奮闘をかけているところです。その意味で大いに参考にしてもらい、また多くの意見も寄せていただきたいと願っています。

（聞き手・本誌編集長 今井明子）

■2010年5月19日取材